

あかしこども財団こどもの居場所づくり事業助成金交付要領

令和3年4月23日制定

(目的)

第1条 この要領は、明石市内にこども食堂を開設する市民団体に対し、こどもの居場所づくり事業助成金（以下「助成金」という。）を交付することで、こどもの居場所づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) こども食堂 子どもたちが食を通じて地域とふれあい、豊かな人間性や社会性を育むすべてのこどもの居場所として開設されるもので、必要に応じて支援が必要な子どもを関係機関につなぐ「気づきの地域拠点」としての機能を有するものをいう。
- (2) 食事型 こども食堂において手作りの食事を提供することをいう。
- (3) 市販品型 こども食堂において市販の食事を提供することをいう。
- (4) テイクアウト・デリバリー型 手作りの食事を子どもたちが特定の場所に取りに来ること、又は子どもたちの家まで届けることをいう。

(助成対象要件)

第3条 助成金の交付対象となる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。ただし、テイクアウト・デリバリー型は別に基準を定める。

- (1) 明石市内でこども食堂を開設すること。
- (2) 明石市民が運営に関わっており、代表者、運営スタッフ、その他協力者等の人員を含む体制が一定以上整っていること。
- (3) 概ね月1回以上こども食堂が開催可能であり、自立的、継続的に運営できること。
- (4) 地域への適切な周知がなされ、子どもたちの十分な参加が見込まれること。参加する子どもたちが主に明石市在住であること。
- (5) 子どもたちへの食事の提供以外にプログラムが考えられていること。
- (6) 地域に開かれた運営がなされること。
- (7) 安全面・衛生面について適切な配慮がされていること。
- (8) 子どもたちの情報を適切に管理すること。

2 前項の規定に関わらず、次に該当する事業は、助成対象としない。

- (1) 営利を目的とした事業
- (2) 特定の政治的主張の普及を目的とする事業
- (3) 特定の宗教の利害に関する事業
- (4) 暴力団等の反社会的勢力と関係ある、または関係の疑いがある個人や法人、団体が関係する事業
- (5) その他あかしこども財団理事長（以下「理事長」という。）が不適当と認める事業

(助成金)

第4条 助成金の種類は、運営助成、特別助成、衛生管理助成及び専門職連携助成とし、金額は別表第1に掲げるものとする。ただし、営業許可を取得し、主に飲食業を営むものについては、別表第2の内容欄に掲げるものとする。

2 特別助成については、助成後、3か月を経ずに年度を越える場合、次年度は助成を行わないものとする。

(助成対象経費)

第5条 助成の対象となる経費は、こども食堂の開設及び運営に要する経費として、別表第3に掲げるものとする。

(助成の申請)

第6条 助成金を申請する者（以下「申請者」という。）は、下記の書類を提出するものとする。

(1) こども食堂運営者情報（様式第1号）

(2) こども食堂計画書（様式第2号）

(3) こどもの居場所づくり事業助成金申請書兼請求書（様式第3号）

(4) その他理事長が必要と認める書類

2 2回目以降の申請においては、前項の第3号及び第4号の書類を提出するものとする。

(助成の決定)

第7条 理事長は、前条の規定による申請があれば、その内容を審査し、助成金の交付を決定したときは、速やかに申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の決定をする場合において、必要な条件を付することができる。

(助成金の交付)

第8条 理事長は、助成金の交付決定がされた場合は、申請者に対して、速やかに助成金を交付するものとする。

(事業内容の変更又は中止)

第9条 助成金の交付を決定された者（以下「交付決定者」という。）が、事業内容を変更し、又は事業を中止する場合には、事前に理事長の承認を得なければならない。

(実施報告及び精算)

第10条 交付決定者は、毎年4月末日までに、理事長へ次に掲げる書類を提出し、返還額が発生する場合又は剰余金が発生する場合は精算し、返還するものとする。

(1) こどもの居場所づくり事業助成金変更申請書兼精算書（様式第4号）

(2) こども食堂実施報告書（様式第5号）

(3) こども食堂活動記録（様式第6号）

(4) その他理事長が必要と認める書類

(積立)

第11条 交付決定者は、翌年度に実施する事業の経費に充てるため、理事長の承諾を得て、5万円を上限に助成金を積み立てることができるものとする。

(交付決定の取り消し及び返還)

第12条 理事長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消し、助成金を返還させることができる。

- (1) 交付決定者から辞退の申し出があったとき。
- (2) この要領又は交付決定に付した条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けようとしたとき。
- (4) その他理事長が助成金の交付について不相当と認めたとき。

(報告及び調査等)

第13条 理事長は、必要があると認めるときは、事業実施者に対して、事業の実施状況について報告を求め、又はあかしこども財団職員に事業の実施状況について調査させ、若しくは質問させることができる。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和3年4月23日制定)

この要領は、制定の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

助成金の種類	食事型	市販品型	テイクアウト・ デリバリー型
運営助成（開催1回につき）	20,000円	10,000円	30,000円
特別助成（1年度に1回）	50,000円	30,000円	50,000円
衛生管理助成（食品衛生責任者養成講習会の受講料実費）	上限8,000円（1人当たり）		
専門職連携助成（1回につき）	上限5,000円（1回の開催当たり）		
1年度の限度額	1,300,000円		

別表第2（第4条関係）

助成金の種類	食事型	市販品型	テイクアウト・ デリバリー型
運営助成（開催1回につき）	10,000円		15,000円
特別助成（1年度に1回）	20,000円		
衛生管理助成（食品衛生責任者養成講習会の受講料実費）	—		
専門職連携助成（1回につき）	上限5,000円（1回の開催当たり）		
1年度の限度額	650,000円		

別表第3（第5条関係）

運営助成	食材費、消耗品費、使用料、印刷費、保険料、謝礼金、通信費、旅費、その他理事長が必要と認める経費
特別助成	備品購入費等、その他理事長が必要と認める経費

テイクアウト・デリバリー型のこども食堂実施基準

1 助成金の交付要件（以下の全てを満たすこと）

- (1) 明石市内で、現在又は、過去に1度以上あかしこども財団こどもの居場所づくり事業助成金の交付を受けて、3回以上又は3か月以上継続して実施をしていること。
- (2) 運営スタッフが調理及び食事の提供を実施すること。
- (3) 小学生を含む子どもを対象とした食事の提供を無料で行うこと。
- (4) 朝ご飯、昼ご飯、夜ご飯といった1食を、栄養バランスに配慮して提供すること。
- (5) 調理時及び配付・配達時においては、3密を避けるなど感染症対策を実施し、混雑した状況を作り出さないよう安全に配慮すること。
- (6) あかし保健所の示している「福祉目的の食事提供行為の実施者が講ずべき衛生管理事項」を参考に、食品衛生に十分に配慮すること。
- (7) 事業者が実施する場合は、営業時間外に行うこと。
- (8) お弁当の食数に応じた、一定以上の運営スタッフを確保できること。
- (9) 個人情報適切に管理し、この事業の実施に伴う事務以外には使用しないこと。

2 実施における留意事項

- (1) 「福祉目的の食事提供行為の実施者が講ずべき衛生管理事項」の中で、以下のことは特に注意すること。
 - ア 検食を行い、3日以上冷凍で保存すること。
 - イ 手渡しを行うなど、確実に渡るようにすること。また、配達記録を残すこと。
 - ウ 食事の提供後はすぐに食べ、余ったら廃棄するなど、時間が経ってから食べることがないように手紙等を添付し、注意喚起を行うこと。
 - エ 温度管理に注意し、調理完了時から盛り付けまでは冷蔵保存し、食事の提供時にはできるかぎり涼しい場所で保管すること。
- (2) テイクアウト・デリバリー型に対応し、かつ、食中毒に対応した保険に加入すること。

3 その他

テイクアウト・デリバリー型は暫定的な制度とし、食事型又は市販品型のこども食堂が開催できない場合に実施するものとする。